

裁 決 書

審査請求人

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇〇〇

処分庁

荒尾市企業管理者

上記審査請求人から令和3年9月10日付けで提起のあった荒尾市情報公開条例（平成13年条例第17号。以下「条例」という。）第10条第2項の規定に基づく行政文書の一部を開示しない旨の決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求に対して、次のとおり裁決する。

主 文

令和3年7月29日付け荒企業第259号で審査請求人に対して行った本件処分のうち、審査請求人が令和3年9月10日付けで審査請求を行った部分に係る本件処分を取り消す。

事案の概要

- 1 審査請求人は、条例第6条の規定に基づき、令和3年6月15日付けで実施機関に対し、『あらおウォーターサービス株式会社』の財務諸表3表（損益計算書、貸借対照表及び株主資本等変動計算書）を含む「水道事業等包括委託業務に係わる開示請求」を行った。
- 2 実施機関は、本件請求に対し、第三者への意見聴取に日数を要することを理由に、条例第11条第2項の規定により、令和3年7月29日まで開示決定等の期限を延長した。
- 3 実施機関は、『あらおウォーターサービス株式会社』の財務諸表3表（損益計算書、貸借対照表及び株主資本等変動計算書）について、貸借対照表は開示することを決定し、損益計算書及び株主資本等変動計算書（以下「対象

文書」という。)は条例第7条第3号アに該当するため不開示情報を除いた部分について開示することを決定し、令和3年7月29日付けでそれぞれ開示決定及び部分開示決定を行った。

- 4 審査請求人は、本件処分について、その決定を不服として、令和3年9月10日付けで審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

実施機関が行った本件処分を取り消し、対象文書の全部の開示を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 水道事業包括委託の業務のみを行うことを目的として設立された特別目的会社である『あらおウォーターサービス株式会社』は、荒尾市企業局から委託を受けて一定の契約額及び契約書に基づき業務要求水準書に応じた活動のみを行う事業会社であることから競争原理の中で経営努力によって存続する一般的な事業会社とは位置づけが異なり、一般事業会社と競争関係が起きることはない判断すべきである。

よって、対象文書を開示しても特別目的会社である『あらおウォーターサービス株式会社』の事業活動が害される具体的な蓋然性は認められず、事業活動が損なわれるおそれを不開示理由とする本件処分は妥当でない。

イ 条例と同じような不開示要件を定めるほかの自治体（神奈川県、横浜市及び北九州市）に対しても同様に特別目的会社の財務諸表3表の開示請求を行ったところ、荒尾市以外のほかの自治体は全て開示した。

これについて実施機関は、他団体の実績は情報公開の根拠に該当しないと弁明するが、情報公開の根拠に該当しないと主張するのであれば、公平性や根拠性の観点から具体的に客観的な説明が必要であるところ、実施機関はそれを行っていない。

よって、実施機関が不開示とした判断に妥当性を見出すことはできない。

ウ 以上から、本件事案について早急なる開示決定を行うべきである。

2 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 対象文書の不開示部分については、『あらおウォーターサービス株式会社』の経理及び内部管理に関する情報であり、開示することにより同社の法人の事業活動が損なわれると判断されるため、条例第7条第3号アに該当し、不開示とした。
- (2) 特別目的会社は企業間の競争にさらされておらず一般事業会社と異なること審査請求人は主張するが、特別目的会社であっても水道管理業務の委託を受ける事業に関する競争は存在し、市場経済における競争にさらされる環境にないと解することはできない。
- (3) 審査請求人が開示すべき理由として挙げている他団体の実績については、条例上情報公開すべきとする根拠に該当しない。

理 由

- 1 審査庁は、条例第18条第1項の規定により、令和3年9月10日付けで提起された審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、令和3年10月29日付け荒企業第400号で荒尾市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。
- 2 令和4年5月9日付け答申第1号で示された本件審査請求に対する審査会の判断は、次のとおりである。
 - (1) 実施機関は、対象文書について『あらおウォーターサービス株式会社』の事業活動が損なわれるとして、条例第7条第3号アに基づき部分開示（一部不開示）決定を行っている。
 - (2) しかし、条例第7条第3号アに該当するためには、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する」蓋然性が客観的に認められることが必要と解されるころ（最高裁第二小法廷平成23年10月14日判決『判例時報』2159号53頁）、対象文書の開示と『あらおウォーターサービス株式会社』の事業活動が損なわれることとの因果関係や事業活動への支障の程度・態様については不明である。

また、実施機関は、対象文書の開示が『あらおウォーターサービス株式会社』の正当な利益を害するおそれがあるか否かを検討するため、条例第

13条第1項に基づき同社から意見聴取をしているが、同社の意見からも上記因果関係や事業活動への支障の内容は明らかにならない。

- (3) このように、本件では対象文書を公にすることにより『あらおウォーターサービス株式会社』の「正当な利益を害するおそれ」（条例第7条第3号ア）があるか否かが不明であることから、当審査会は、その部分開示（一部不開示）は不相当であると考えます。

(4) 結論

以上より、令和3年9月10日付け荒企業第259号で荒尾市企業管理者（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定は不相当であり、不開示理由を明確にした上で処分を行うべきである。

3 審査庁の考え

- (1) 本件対象文書を公にすることによる『あらおウォーターサービス株式会社』の「正当な利益を害するおそれ」があるか否かが不明であり、不相当であるとの審査会答申を受けて再度、あらおウォーターサービス株式会社に意見聴取を行った。
- (2) 再意見聴取を実施し、あらおウォーターサービス株式会社の事業活動自体が、国内でも少数でありその事業活動における技術上・営業上の指標となる数値情報であり、今後の事業活動に対し、競争上の不利益を与える可能性があるものであるが、審査会が提言している蓋然性が客観的に認められるかは、判断しがたいものであるため、審査会答申のとおり不相当とし、令和3年9月10日付け荒企業第259号で実施機関が行った行政文書部分開示決定に係る行政文書は、開示することが相当であると考えます。

4 以上のことから、審査会の答申を尊重して主文のとおり裁決する。

令和4年6月9日

審査庁

荒尾市企業管理者 宮崎 隆生